

令和2年3月10日

令和2年第1回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

# 議 案 目 次

議案第 1 号	教育委員会教育長の任命について
議案第 2 号	教育委員会委員の任命について
議案第 3 号	第 7 次美浦村総合計画を定めることについて
議案第 4 号	村道路線の廃止について
議案第 5 号	村道路線の認定について
議案第 6 号	美浦村印鑑条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例
議案第 11 号	美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	美浦村社会福祉法人の助成に関する条例
議案第 13 号	美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 14 号	公の施設の指定管理者の指定について (地域産品直売所)
議案第 15 号	令和元年度美浦村一般会計補正予算 (第 6 号)
議案第 16 号	令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 17 号	令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 18 号	令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 19 号	令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 20 号	令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 21 号	令和元年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 3 号)
議案第 22 号	令和 2 年度美浦村一般会計予算
議案第 23 号	令和 2 年度美浦村国民健康保険特別会計予算
議案第 24 号	令和 2 年度美浦村介護保険特別会計予算
議案第 25 号	令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 26 号	令和 2 年度美浦村水道事業会計予算
議案第 27 号	令和 2 年度美浦村下水道事業会計予算
議案第 28 号	令和 2 年度美浦村電気事業会計予算

議案第1号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中島 栄

記

住 所 つくば市富士見台33番地238

氏 名 富 永 保  
昭和33年1月9日生

## 議案第2号

### 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 記

住 所 美浦村大字布佐1781番地20

氏 名 小 峯 健 治  
昭和27年7月9日生

議案第3号

第7次美浦村総合計画を定めることについて

第7次美浦村総合計画を別紙のとおり定めたいので、美浦村総合計画策定条例（平成24年美浦村条例第2号）第4条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

## 議案第 4 号

### 村道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり廃止する。

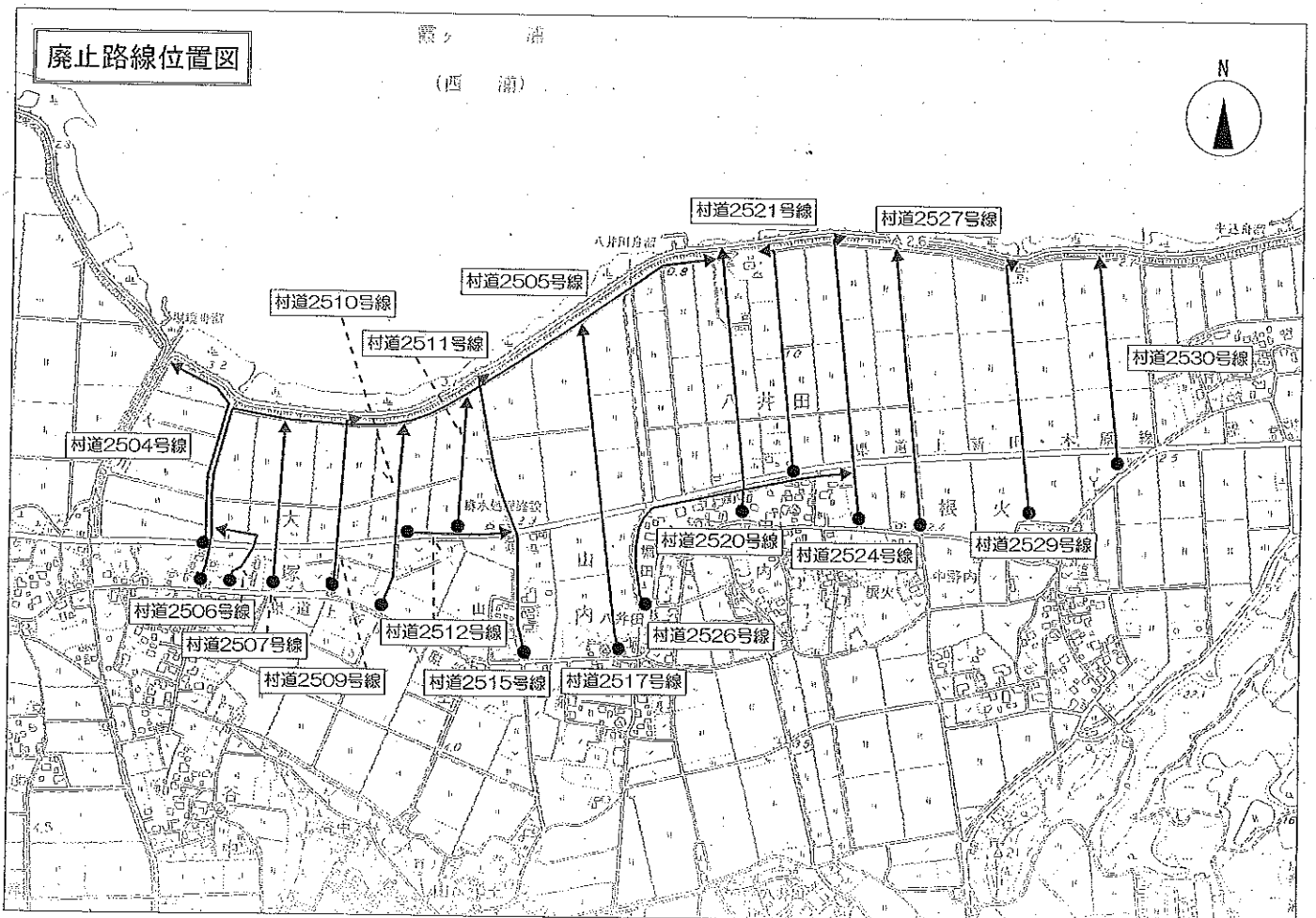
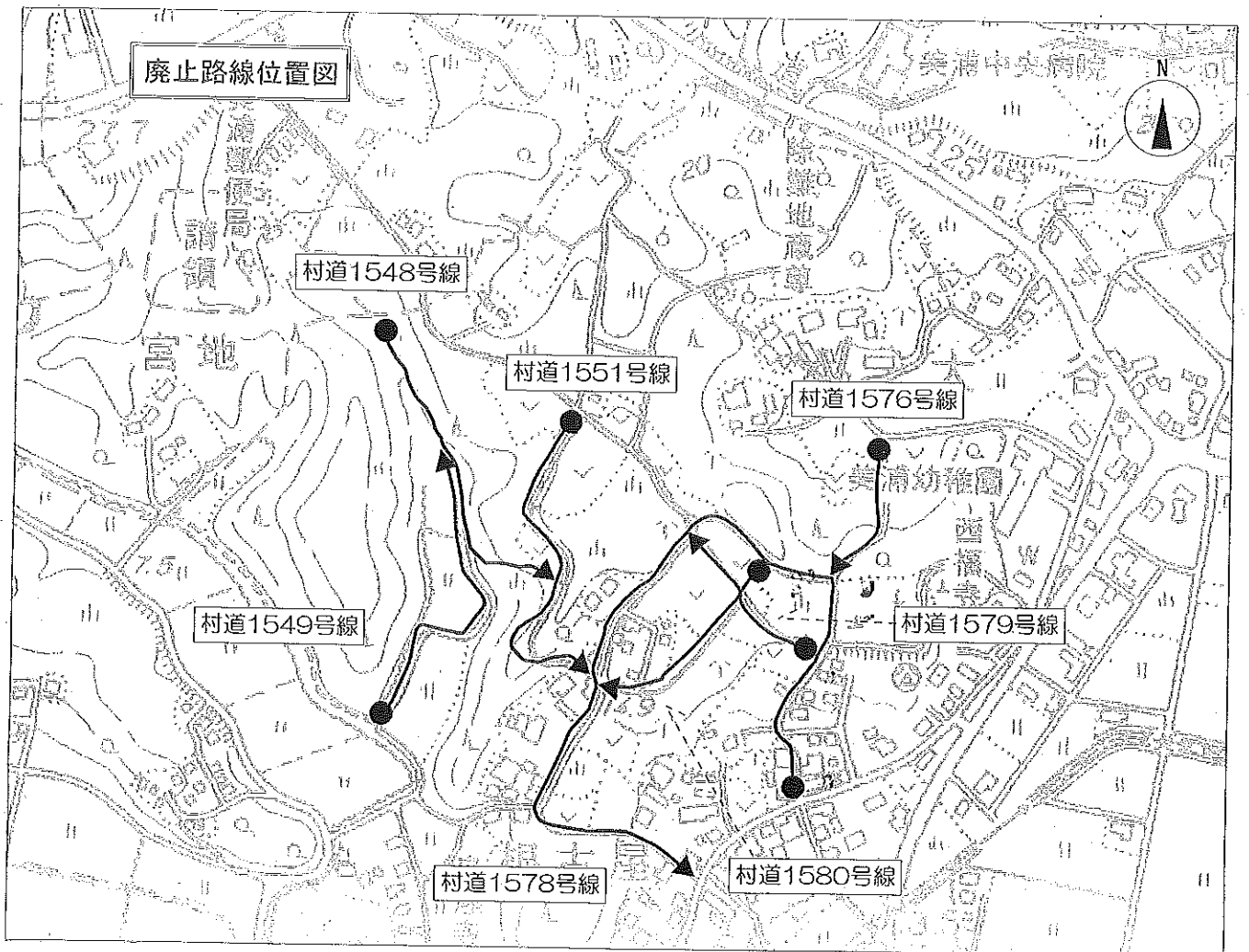
令和 2 年 3 月 10 日提出

美浦村長 中 島 栄

### 村道路線の廃止

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1548 号線	大字 宮地 1182 番地 大字 大谷 860 番地 1	281.5	0.00~0.00
3	村道 1549 号線	大字 大谷 1914 番地 大字 大谷 1905 番地	278.0	3.00~8.00
3	村道 1551 号線	大字 大谷 877 番地 大字 大谷 899 番地 1	304.6	1.00~3.12
3	村道 1576 号線	大字 大谷 1131 番地 大字 大谷 1092 番地	126.4	2.70~8.00
3	村道 1578 号線	大字 大谷 1038 番地 大字 大谷 994 番地 2	729.9	2.00~7.00
3	村道 1579 号線	大字 大谷 976 番地 大字 大谷 968 番地 1	144.2	2.00~3.50
3	村道 1580 号線	大字 大谷 970 番地 1 大字 大谷 955 番地 1	175.9	1.00~4.56

3	村道 2504 号線	大字 大塚 201 番地 大字 大塚 128 番地 1	418.9	1.80~6.00
3	村道 2505 号線	大字 大塚 251 番地 1 大字 八井田 154 番地 3	1409.3	2.83~8.50
3	村道 2506 号線	大字 大塚 959 番地 大字 大塚 237 番地	214.3	0.90~6.10
3	村道 2507 号線	大字 山王 320 番地 2 大字 大塚 539 番地 1	331.4	3.00~7.20
3	村道 2509 号線	大字 山内 817 番地 大字 大塚 618 番地 1	363.8	2.70~9.50
3	村道 2510 号線	大字 山内 811 番地 大字 大塚 663 番地 1	373.5	3.00~6.00
3	村道 2511 号線	大字 大塚 873 番地 大字 大塚 862 番地 2	270.9	3.20~3.50
3	村道 2512 号線	大字 大塚 703 番地 大字 大塚 877 番地 3	226.6	0.00~0.00
3	村道 2515 号線	大字 山内 52 番地 3 大字 山内 747 番地	573.6	3.03~9.50
3	村道 2517 号線	大字 山内 3 番地 大字 山内 738 番地	647.3	4.00~7.00
3	村道 2520 号線	大字 中野内 202 番地 大字 八井田 154 番地 3	520.0	3.10~7.50
3	村道 2521 号線	大字 八井田 348 番地 2 大字 八井田 190 番地 4	455.2	3.00~3.50
3	村道 2524 号線	大字 八井田 415 番地 大字 八井田 376 番地 1	583.1	3.00~7.87
3	村道 2526 号線	大字 山内 230 番地 大字 八井田 410 番地 3	616.3	2.50~5.00
3	村道 2527 号線	大字 根火 1115 番地 大字 八井田 534 番地 1	546.7	3.00~4.50
3	村道 2529 号線	大字 根火 1067 番地 大字 根火 1092 番地	519.3	3.00~8.58
3	村道 2530 号線	大字 根火 1041 番地 大字 根火 1054 番地	413.1	3.50~3.80





議案第 5 号

村道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により，美浦村道路線を下記のとおり認定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

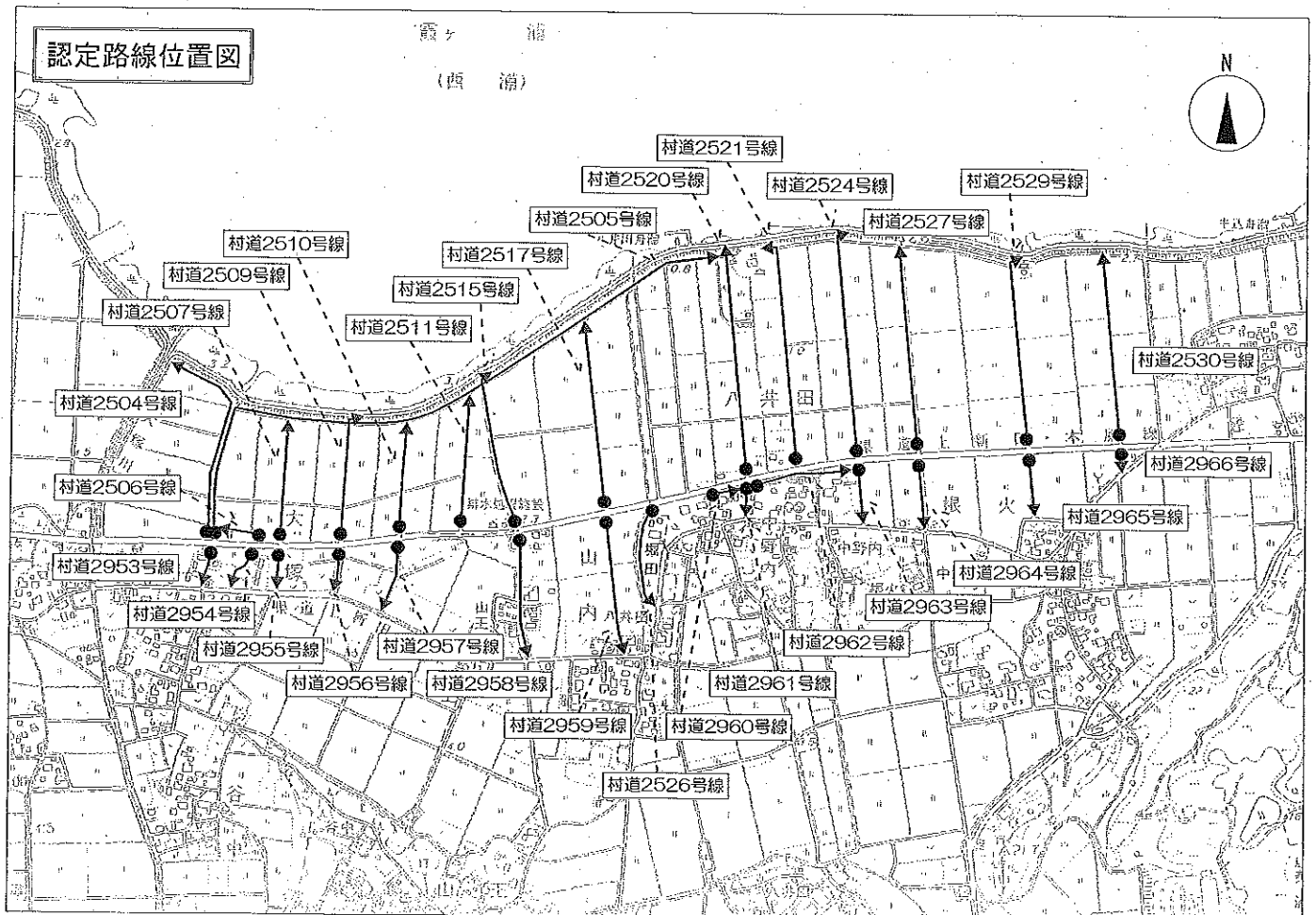
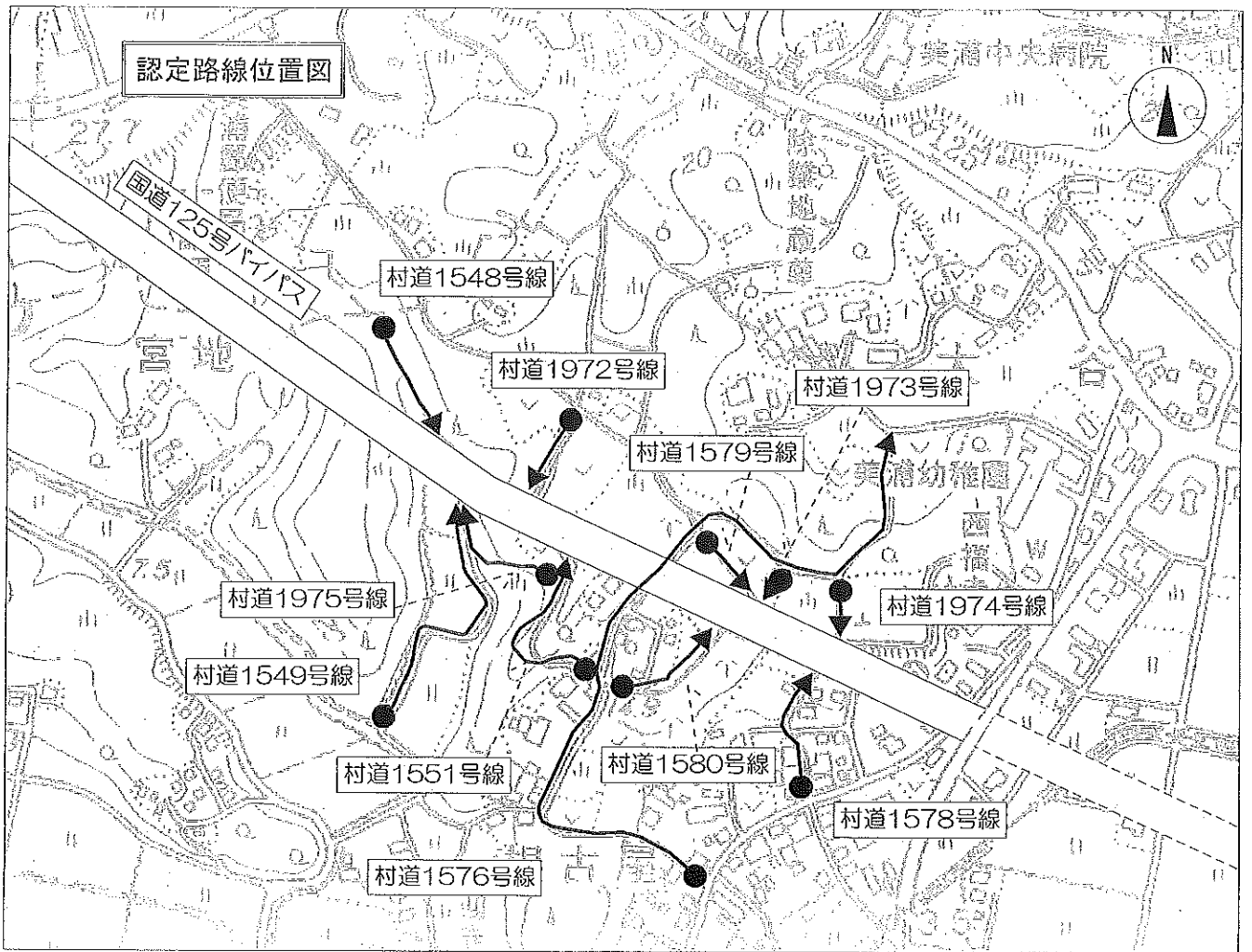
美浦村長 中 島 栄

村道路線の認定

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	敷地幅員 (m)
3	村道 1548 号線	大字 大谷 846 番地 1 大字 大谷 869 番地 1	56.7	2.70
3	村道 1549 号線	大字 大谷 1914 番地 大字 大谷 1905 番地 1	254.9	3.00~8.00
3	村道 1551 号線	大字 大谷 899 番地 1 大字 大谷 860 番地 1	156.8	1.00~3.12
3	村道 1576 号線	大字 大谷 994 番地 2 大字 大谷 1131 番地	551.2	2.00~16.20
3	村道 1578 号線	大字 大谷 1038 番地 1 大字 大谷 979 番地 1	92.6	3.40~4.20
3	村道 1579 号線	大字 大谷 968 番地 1 大字 大谷 970 番地 4	32.6	3.00~3.50
3	村道 1580 号線	大字 大谷 955 番地 1 大字 大谷 965 番地 1	80.4	1.00~4.56

3	村道 1972 号線	大字 大谷 877 番地 大字 大谷 878 番地 1	54.1	1.00~2.00
3	村道 1973 号線	大字 大谷 970 番地 4 大字 大谷 971 番地 1	17.6	1.00~2.50
3	村道 1974 号線	大字 大谷 976 番地 1 大字 大谷 1051 番地	28.0	4.00~7.00
3	村道 1975 号線	大字 大谷 860 番地 1 大字 大谷 1905 番地 1	127.0	2.70
3	村道 2504 号線	大字 大塚 201 番地 1 大字 大塚 128 番地 1	404.9	1.80~6.00
3	村道 2505 号線	大字 大塚 237 番地 1 大字 八井田 152 番地	1311.6	2.83~7.09
3	村道 2506 号線	大字 大塚 231 番地 1 大字 大塚 237 番地 1	105.5	0.90~3.10
3	村道 2507 号線	大字 大塚 554 番地 1 大字 大塚 539 番地 1	241.1	3.00~6.53
3	村道 2509 号線	大字 大塚 638 番地 1 大字 大塚 623 番地	262.0	2.70~6.40
3	村道 2510 号線	大字 大塚 703 番地 1 大字 大塚 663 番地 1	221.2	3.00~6.00
3	村道 2511 号線	大字 大塚 873 番地 1 大字 大塚 862 番地 1	271.7	2.67~3.20
3	村道 2515 号線	大字 山内 750 番地 1 大字 山内 517 番地	322.3	3.03~7.47
3	村道 2517 号線	大字 山内 736 番地 1 大字 山内 738 番地 1	367.2	4.00
3	村道 2520 号線	大字 八井田 179 番地 1 大字 八井田 152 番地	441.9	3.90~4.72
3	村道 2521 号線	大字 八井田 348 番地 1 大字 八井田 190 番地 1	439.5	3.00~3.50
3	村道 2524 号線	大字 八井田 424 番地 1 大字 八井田 532 番地	452.6	3.00~4.73
3	村道 2526 号線	大字 山内 756 番地 1 大字 中野内 230 番地	219.3	3.00

3	村道 2527 号線	大字 根火 1111 番地 2 大字 八井田 534 番地 1	398.2	3.00~3.50
3	村道 2529 号線	大字 根火 1063 番地 大字 根火 776 番地	384.4	3.00~8.58
3	村道 2530 号線	大字 根火 1039 番地 1 大字 根火 1054 番地	361.0	3.50~3.53
3	村道 2953 号線	大字 大塚 114 番地 1 大字 大塚 250 番地 1	82.7	3.50~6.60
3	村道 2954 号線	大字 大塚 242 番地 3 大字 大塚 959 番地	96.5	1.00
3	村道 2955 号線	大字 山王 339 番地 1 大字 山王 320 番地 2	78.7	3.00
3	村道 2956 号線	大字 大塚 555 番地 1 大字 山内 815 番地	90.9	3.50~4.00
3	村道 2957 号線	大字 大塚 642 番地 1 大字 山内 811 番地	141.5	4.00
3	村道 2958 号線	大字 山内 170 番地 大字 山内 52 番地 3	241.5	4.00~4.60
3	村道 2959 号線	大字 山内 766 番地 1 大字 山内 3 番地	268.8	4.00~5.00
3	村道 2960 号線	大字 八井田 491 番地 大字 中野内 203 番地 1	72.8	2.50~3.00
3	村道 2961 号線	大字 中野内 203 番地 1 大字 中野内 202 番地 2	68.6	3.10~4.00
3	村道 2962 号線	大字 中野内 202 番地 2 大字 八井田 410 番地 3	214.7	2.50~4.50
3	村道 2963 号線	大字 八井田 410 番地 3 大字 八井田 415 番地	120.3	4.00
3	村道 2964 号線	大字 八井田 550 番地 大字 根火 1115 番地 1	139.7	4.50
3	村道 2965 号線	大字 根火 1078 番地 2 大字 根火 1067 番地	124.4	4.50~5.00
3	村道 2966 号線	大字 根火 1045 番地 2 大字 根火 1041 番地	43.8	3.50~3.80



## 議案第6号

### 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村印鑑条例の一部を改正する条例

美浦村印鑑条例（昭和50年美浦村条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第4条第3項第3号中「旧氏」の次に「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を、「外国人住民」の次に「（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）」を、「通称」の次に「（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を加え、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第10条を次のように改める。

（登録事項の修正）

第10条 村長は、印鑑登録原票に登録された事項のうち、第4条第3項第3号から第7号までに規定する事項について変更があることを知ったときは、職権により当該事項を修正するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

美浦村空家等対策協議会条例（平成28年美浦村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「生活環境課」を「生活安全課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 3 条関係）中

「

教育委員会	美浦村いじめ 問題対策連絡 協議会	・いじめ防止対策推 進法第 1 4 条第 1 項に規定するいじ めの防止等に関係 する期間及び団体 の連携 ・いじめの防止等 のための対策を推 進するために必要 な事項に関し連絡 及び協議	20 人以内
-------	-------------------------	--	--------

	美浦村いじめ調査委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>美浦村立小中学校においていじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が起こったとき、重大事態に係る事実関係や学校並びに家庭、その他関係者の援助、指導状況等について調査し、教育委員会に報告</li> </ul>	20人以内
--	-------------	---	-------

」を

「

教育委員会	美浦村統合小学校建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合小学校に係る基礎資料の作成に関すること。</li> <li>統合小学校の施設整備計画案の作成に関すること。</li> <li>統合小学校の財源に関すること。</li> <li>その他統合小学校の建設に関し必要な事項に関すること。</li> </ul>	25人以内
-------	---------------	--	-------

」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第9号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年美浦村条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中別表第1（第1条関係）中

「

美浦村いじめ調査	委員長	5,500円	〃	〃
委員会委員	委員	5,000円	〃	〃

」の次に

「

美浦村統合小学校	委員長	5,500円	〃	〃
建設委員会委員	委員	5,000円	〃	〃

」を加える。

別表第2（第2条第2項関係）中

「

美浦村教育振興基本計画策定委員会委員

」の次に

「

美浦村統合小学校建設委員会委員

」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第10号

美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和  
43年美浦村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4  
月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び  
旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4  
月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第11号

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「，6月に支給する場合には」を，「100分の112.5）」の次に「，12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては，100分の117.5）」を加える。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2

## 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	

27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900

62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			



	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再 任 用 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 美浦村職員の給与に関する条例（昭和32年美浦村条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第19条第2項第1号中「,6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」,12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては,100分の117.5）を「100分の115」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美浦村職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美浦村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第12号

### 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 美浦村社会福祉法人の助成に関する条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(助成)

第2条 村長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算及び法令の範囲内において、助成を行うことができる。

(申請手続)

第3条 社会福祉法人は、前条の規定による助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他村長が必要と認める書類

(使用制限)

第4条 助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金、貸付金その他財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、村長は、助成を取り消し、又は補助金、貸付金その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村公営企業の設置等に関する条例（昭和50年美浦村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「生活環境課」を「生活安全課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第14号

### 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

### 記

- 1 公の施設の名称  
地域産品直売所（地域交流館みほふれ愛プラザ内）
- 2 指定する団体の名称  
水郷つくば農業協同組合
- 3 指定の期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 議案第15号

### 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第6号）

令和元年度美浦村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,288千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,230,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村税		2,304,214	86,000	2,390,214
	2 固定資産税	1,185,140	86,000	1,271,140
2 地方譲与税		79,000	5,000	84,000
	2 自動車重量譲与税	56,000	5,000	61,000
3 利子割交付金		2,500	△900	1,600
	1 利子割交付金	2,500	△900	1,600
6 地方消費税交付金		284,000	△4,964	279,036
	1 地方消費税交付金	284,000	△4,964	279,036
8 自動車取得税交付金		10,000	1,855	11,855
	1 自動車取得税交付金	10,000	1,855	11,855
15 国庫支出金		434,699	2,440	437,139
	1 国庫負担金	332,354	△1,206	331,148
	2 国庫補助金	98,934	3,142	102,076
	3 国庫委託金	3,411	504	3,915
16 県支出金		315,246	△1,820	313,426
	1 県負担金	193,254	763	194,017
	2 県補助金	84,217	△2,583	81,634
18 寄附金		106,498	10,300	116,798
	1 寄附金	106,498	10,300	116,798
19 繰入金		143,933	122,221	266,154
	2 基金繰入金	101,750	122,221	223,971
21 諸収入		212,680	△4,344	208,336
	5 雑入	200,458	△4,344	196,114
22 村債		613,449	60,500	673,949
	1 村債	613,449	60,500	673,949
歳入合計		5,954,087	276,288	6,230,375



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		103,006	△3,736	99,270
	1 議会費	103,006	△3,736	99,270
2 総務費		782,218	38,246	820,464
	1 総務管理費	529,649	44,306	573,955
	2 徴税費	158,927	△816	158,111
	3 戸籍住民基本台帳費	61,247	2,492	63,739
	4 選挙費	29,325	△7,736	21,589
3 民生費		1,775,661	△8,547	1,767,114
	1 社会福祉費	1,198,827	17,262	1,216,089
	2 児童福祉費	576,534	△25,809	550,725
	3 災害救助費	300	0	300
4 衛生費		544,877	271,441	816,318
	1 保健衛生費	136,165	△3,908	132,257
	2 環境衛生費	92,642	△1,344	91,298
	3 清掃費	316,070	276,693	592,763
5 農林水産業費		279,578	△16,277	263,301
	1 農業費	278,929	△17,277	261,652
	2 林業費	171	1,000	1,171
7 土木費		400,092	△1,212	398,880
	1 土木管理費	64,634	81	64,715
	2 道路橋梁費	211,707	△500	211,207
	3 都市計画費	123,751	△793	122,958
8 消防費		299,868	247	300,115
	1 消防費	299,868	247	300,115
9 教育費		1,116,762	△3,874	1,112,888
	1 教育総務費	202,246	8	202,254
	2 小学校費	149,687	△8,432	141,255

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	46,963	△851	46,112
	4 幼稚園費	90,568	△155	90,413
	5 社会教育費	159,804	△1,291	158,513
	6 保健体育費	467,494	6,847	474,341
歳出合計		5,954,087	276,288	6,230,375

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	45,415
4 衛生費	3 清掃費	江戸崎地方衛生土木組合負担金	94,401
5 農林水産業費	1 農業費	産地確立推進事業	4,544
5 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事業	385

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 (国補正予算分) (公共事業等債)	8,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
江戸崎地方衛生土木組合 ごみ処理施設整備事業債 (一般廃棄物処理事業債)	134,700			
合 計	756,149			

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
つくば霞ヶ浦りんりんロード 環 境 整 備 事 業 ( 公 共 事 業 等 債 )	16,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	14,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業 ( 公 共 事 業 等 債 )	33,300				10,000			
島津用水機場地区 県営ストックマネジメント事業 ( 公 共 事 業 等 債 )	2,100				1,500			
大谷小学校給食室改築事業 (学校教育施設等整備事業債)	227,000				185,900			
大谷小学校エレベーター設置事業 (学校教育施設等整備事業債)	46,700				31,400			
合 計	756,149				673,949			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 村税	2,304,214	86,000	2,390,214
2 地方譲与税	79,000	5,000	84,000
3 利子割交付金	2,500	△900	1,600
6 地方消費税交付金	284,000	△4,964	279,036
8 自動車取得税交付金	10,000	1,855	11,855
15 国庫支出金	434,699	2,440	437,139
16 県支出金	315,246	△1,820	313,426
18 寄附金	106,498	10,300	116,798
19 繰入金	143,933	122,221	266,154
21 諸収入	212,680	△4,344	208,336
22 村債	613,449	60,500	673,949
歳入合計	5,954,087	276,288	6,230,375

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	103,006	△3,736	99,270				△3,736
2 総務費	782,218	38,246	820,464	2,937	△1,900	8,263	28,946
3 民生費	1,775,661	△8,547	1,767,114	△5,215		△2,887	△445
4 衛生費	544,877	271,441	816,318	△50	134,700		136,791
5 農林水産業費	279,578	△16,277	263,301		△15,900		△377
7 土木費	400,092	△1,212	398,880				△1,212
8 消防費	299,868	247	300,115				247
9 教育費	1,116,762	△3,874	1,112,888	621	△56,400	△1,641	53,546
歳 出 合 計	5,954,087	276,288	6,230,375	△1,707	60,500	3,735	213,760

2 歳 入  
(款) 1 村税

(項) 2 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 固定資産税	1,184,822	86,000	1,270,822
計	1,185,140	86,000	1,271,140

節	金額	説明	金額
1 現年度課税分	86,000	15 償却資産	86,000

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	56,000	5,000	61,000
計	56,000	5,000	61,000

1 自動車重量譲与税	5,000	5 自動車重量譲与税	5,000
------------	-------	------------	-------

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	2,500	△900	1,600
計	2,500	△900	1,600

1 利子割交付金	△900	5 利子割交付金	△900
----------	------	----------	------

(款) 6 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	284,000	△4,964	279,036
計	284,000	△4,964	279,036

1 地方消費税交付金	△4,964	5 地方消費税交付金	△4,964
------------	--------	------------	--------

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	10,000	1,855	11,855
計	10,000	1,855	11,855

1 自動車取得税交付金	1,855	5 自動車取得税交付金	1,855
-------------	-------	-------------	-------

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	319,449	△1,206	318,243
計	332,354	△1,206	331,148

1 国民健康保険事業費負担金	△90	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分）	△90
2 障がい者福祉費負担金	9,304	10 自立支援給付費負担金	7,010
		15 障害者医療費負担金	541
		20 障害児入所給付費等負担金	1,753
4 児童手当負担金	△10,420	6 児童手当負担金	△10,420

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	5,290	2,433	7,723
2 民生費国庫補助金	35,635	44	35,679
5 教育費国庫補助金	24,762	665	25,427

1 総務管理費補助金	2,433	51 個人番号カード交付事業費補助金	2,433
2 児童福祉費補助金	44	30 幼児教育・保育無償化業務支援事業費補助金	44
1 小学校費補助金	23	50 学校施設環境改善交付金	23
3 幼稚園費補助金	64	30 幼児教育・保育無償化業務支援事業費補助金	64

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	98,934	3,142	102,076

## (款) 15 国庫支出金

## (項) 3 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	641	504	1,145
計	3,411	504	3,915

## (款) 16 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	186,803	567	187,370
2 衛生費県負担金	200	196	396
計	193,254	763	194,017

## (款) 16 県支出金

## (項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	54,343	△2,553	51,790
3 衛生費県補助金	3,544	△50	3,494
7 教育費県補助金	7,440	20	7,460
計	84,217	△2,583	81,634

## (款) 18 寄附金

## (項) 1 寄附金

2 指定寄附金	41,498	10,300	51,798
計	106,498	10,300	116,798

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5 保健体育費補助金	578	5 学校施設環境改善交付金	578

2 戸籍住民基本台帳費委託金	504	10 中長期在留者住居地届出等事務委託金	504
----------------	-----	----------------------	-----

1 国民健康保険事業費負担金	△302	5 保険基盤安定負担金（保険者支援分） 10 保険基盤安定負担金（保険税軽減分）	△45 △257
2 障がい者福祉費負担金	4,651	10 自立支援給付費負担金 15 障害者医療費負担金 20 障害児通所給付費等負担金	3,505 270 876
4 児童手当負担金	△2,290	5 児童手当負担金	△2,290
5 後期高齢者医療広域連合負担金	△1,492	5 保険基盤安定負担金（3/4）	△1,492
1 保健衛生費負担金	196	10 感染症予防事業費負担金	196

3 医療福祉費補助金	△2,613	5 医療費補助金 6 医療費補助金（過年度分） 10 事務費補助金	△4,788 2,327 △152
4 児童福祉費補助金	60	50 民間保育所等乳児等保育事業補助金	60
2 環境衛生費補助金	△50	16 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金	△50
2 中学校費補助金	20	15 被災児童生徒就学支援等事業補助金	20

1 指定寄附金	10,300	15 美浦村ふるさと応援寄附金 30 学校教育事業費指定寄附金	10,000 300
---------	--------	------------------------------------	---------------



## (款) 19 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 ふるさと基金繰入金	5,696	△1,120	4,576
6 陸平基金繰入金	15,426	△881	14,545
8 財政調整基金繰入金	36,491	124,839	161,330
10 ふるさと応援基金繰入金	23,322	△617	22,705
計	101,750	122,221	223,971

## (款) 21 諸収入

## (項) 5 雑入

2 学校給食収入	58,325	△1,000	57,325
3 雑入	132,921	△3,344	129,577
計	200,458	△4,344	196,114

## (款) 22 村債

## (項) 1 村債

1 総務債	16,700	△1,900	14,800
2 農林水産業債	41,200	△15,900	25,300
3 教育債	273,700	△56,400	217,300

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 ふるさと基金繰入金	△1,120	5 ふるさと基金繰入金	△1,120
1 陸平基金繰入金	△881	5 陸平基金繰入金	△881
1 財政調整基金繰入金	124,839	5 財政調整基金繰入金	124,839
1 ふるさと応援基金繰入金	△617	5 ふるさと応援基金繰入金	△617

1 学校給食収入	△1,000	10 大谷小学校(児童分)	△800	11 大谷小学校(教職員分)	△200
1 児童福祉雑入	84	10 ファミリーサポート会員利用料	84		
2 医療福祉雑入	△2,938	5 高額療養費返納金	△2,938		
7 雑入	△490	41 茨城県振興協会市町村交付金	△397	42 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金	△93

5 つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業債	△1,900	5 つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業(公共事業等債)	△1,900				
1 農業農村整備事業債	△15,900	10 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業(公共事業等債)	△23,300	11 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業(国補正予算分)(公共事業等債)	8,000	20 島津用水機場地区県営ストックマネジメント事業(公共事業等債)	△600
15 大谷小学校給食室改築事業債	△41,100	5 大谷小学校給食室改築事業(学校教育施設等整備事業債)	△41,100				
16 大谷小学校エレベーター設置事業債	△15,300	5 大谷小学校エレベーター設置事業(学校教育施設等整備事業債)	△15,300				

(款) 22 村債

(項) 1 村債

目	補正前の額	補正額	計
7 衛生債	0	134,700	134,700
計	613,449	60,500	673,949

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債	134,700	5 江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備事業債 (一般廃棄物処理事業債) 134,700

3 歳 出  
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	103,006	△3,736	99,270				△3,736
計	103,006	△3,736	99,270				△3,736

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>2 議会運営費</b> <b>△3,736</b>
1 報酬	△2,320	1 報酬 △2,320
		1 議員報酬
		1 議長 △217
		2 副議長 △197
		3 議員 △1,906
3 職員手当等	△1,416	3 職員手当等 △1,416
		9 期末手当
		1 期末手当(議員)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	250,006	33,204	283,210				33,204
2 文書広報費	14,340	△161	14,179				△161
7 企画費	151,311	3,283	154,594		△1,900	△617	5,800

1 報酬	108	<b>1 特別職給与関係経費</b> <b>39</b>
		3 職員手当等 39
		9 期末手当
		2 期末手当(特別職)
3 職員手当等	33,096	<b>2 職員給与関係経費</b> <b>33,057</b>
		3 職員手当等 33,057
		12 退職手当
		4 退職手当特別負担金(一般職)
		<b>3 総務事務費</b> <b>108</b>
		1 報酬 108
		4 一般職非常勤職員報酬
		25 村長車運転手
13 委託料	△161	<b>2 広報活動費</b> <b>△161</b>
		13 委託料 △161
		5 業務委託料
		2 広報配布業務委託料
8 報償費	5,183	<b>5 競走馬の里美浦PR事業費</b> <b>△617</b>
		8 報償費 △617
		2 賞賜金
		1 記念品代
13 委託料	△150	<b>7 ふるさと応援寄附金事業費</b> <b>5,000</b>
		8 報償費 5,800
		2 賞賜金
		1 記念品代
14 使用料及び賃借料	△650	13 委託料 △150
		5 業務委託料
		51 ふるさと納税PR業務委託料
15 工事請負費	△1,100	14 使用料及び賃借料 △650
		1 使用料
		10 システム使用料
		<b>12 つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費</b> <b>△1,100</b>
		15 工事請負費 △1,100
		1 土木工事
		5 サイクリング環境整備工事

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
11 人材育成費	7,631	△1,420	6,211			△1,120	△300
12 防犯対策費	13,156	△600	12,556				△600
18 ふるさと応援基金費	30,001	10,000	40,001			10,000	
計	529,649	44,306	573,955		△1,900	8,263	37,943

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税费

1 税務総務費	55,751	57	55,808				57
3 徴収費	68,447	△873	67,574				△873
計	158,927	△816	158,111				△816

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	61,247	2,492	63,739	2,937			△445
-------------	--------	-------	--------	-------	--	--	------

(単位：千円)

区分	金額	説明
19 負担金補助及び交付金	△1,420	<b>2 人材育成事業費</b> <b>△300</b> 19 負担金補助及び交付金 △300 10 補助金 5 江戸崎総合高校農業体験実習 △100 6 個人海外研修補助 △200
		<b>3 少年のつばさ事業費</b> <b>△820</b> 19 負担金補助及び交付金 △820 10 補助金 1 少年のつばさ
		<b>5 台湾交流事業費</b> <b>△300</b> 19 負担金補助及び交付金 △300 10 補助金 25 台湾交流事業補助金
19 負担金補助及び交付金	△600	<b>3 特定空家対策事業費</b> <b>△600</b> 19 負担金補助及び交付金 △600 10 補助金 5 空家解体費等補助金
25 積立金	10,000	<b>2 ふるさと応援基金費</b> <b>10,000</b> 25 積立金 10,000 14 ふるさと応援基金積立金 1 ふるさと応援基金積立金

3 職員手当等	57	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>57</b> 3 職員手当等 57 10 勤勉手当 1 勤勉手当
1 報酬	△1,200	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>27</b> 3 職員手当等 27 10 勤勉手当 1 勤勉手当
3 職員手当等	27	<b>2 徴収事務費</b> <b>△900</b> 1 報酬 △1,200 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員
4 共済費	△200	4 共済費 △200 6 社会保険料 1 社会保険料 (一般職非常勤職員)
23 償還金、利子及び割引料	500	23 償還金、利子及び割引料 500 3 過誤納還付金 1 過誤納還付金

3 職員手当等	59	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>59</b> 3 職員手当等 59 9 期末手当 12 3 期末手当 (一般職)
---------	----	--

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(1 戸籍住民基本台帳費)							
計	61,247	2,492	63,739	2,937			△445

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 役務費	48	10 勤勉手当 1 勤勉手当 47
		<b>3 住民基本台帳事務費 2,433</b>
19 負担金補助及び交付金	2,385	12 役務費 48 1 通信運搬費 1 郵便料 19 負担金補助及び交付金 2,385 15 交付金 5 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

4 村長選挙費	7,750	△4,793	2,957				△4,793
5 村議会議員選挙費	8,748	△2,943	5,805				△2,943

1 報酬	△291	<b>2 村長選挙費 △4,793</b>
3 職員手当等	△2,700	1 報酬 △291 3 非常勤職員報酬 1 投票・開票管理者 △44 2 投票・開票立会人 △247 3 職員手当等 △2,700 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
9 旅費	△20	9 旅費 △20 1 費用弁償
11 需用費	△403	11 需用費 △403 1 費用弁償
12 役務費	△684	12 役務費 △684 1 消耗品費 △242 3 食糧費 △53 1 食糧費
13 委託料	△683	4 印刷製本費 △108 1 印刷製本費 12 役務費 △684 1 通信運搬費 △626 1 郵便料 4 手数料 △58 15 チラシ折り込み手数料
14 使用料及び賃借料	△12	13 委託料 △683 5 業務委託料 1 業務委託料 14 使用料及び賃借料 △12 2 賃借料 8 自動車借上料
3 職員手当等	△400	<b>2 村議会議員選挙費 △2,943</b> 3 職員手当等 △400 5 時間外勤務手当 1 時間外勤務手当
8 報償費	△87	8 報償費 △87 1 報償金 3 事業協力者謝礼

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(5 村議会議員選挙費)							
計	29,325	△7,736	21,589				△7,736

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	△1,072	11 需用費	△1,072
		1 消耗品費	△535
		1 消耗品費	
		3 食糧費	△178
		1 食糧費	
		4 印刷製本費	△359
		1 印刷製本費	
12 役務費	△1,384	12 役務費	△1,384
		1 通信運搬費	△1,342
		1 郵便料	
		4 手数料	△42
		15 チラシ折り込み手数料	

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	372,594	△880	371,714	△392			△488
2 老人福祉費	235,396	2,397	237,793				2,397
3 障がい者福祉費	275,657	18,609	294,266	13,955			4,654

2 給料	△270	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>△139</b>
		2 給料	△270
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	131	3 職員手当等	131
		10 勤勉手当	
		1 勤勉手当	
28 繰出金	△741	<b>5 国民健康保険特別会計繰出金</b>	<b>△741</b>
		28 繰出金	△741
		1 保険基盤安定(保険者支援分)	△181
		1 保険基盤安定(保険者支援分)	
		2 出産育児一時金	△560
		1 出産育児一時金	
		4 職員給与費等	△24
		1 職員給与費等	
		5 財政安定化支援事業	367
		1 財政安定化支援事業	
		13 保険基盤安定(保険税軽減分)	△343
		1 保険基盤安定(保険税軽減分)	
13 委託料	△555	<b>4 敬老事業費</b>	<b>△129</b>
		14 使用料及び賃借料	△129
		2 賃借料	
		7 バス借上料	
14 使用料及び賃借料	△129	<b>8 交通弱者対策事業費</b>	<b>△555</b>
		13 委託料	△555
		5 業務委託料	
		25 地域公共交通運行管理業務委託料	
28 繰出金	3,081	<b>9 介護保険特別会計繰出金</b>	<b>3,081</b>
		28 繰出金	3,081
		9 介護保険特別会計繰出金	
		1 介護保険特別会計繰出金	
20 扶助費	18,609	<b>4 障がい者自立支援給付事業費</b>	<b>15,102</b>
		20 扶助費	15,102
		4 医療福祉扶助費	1,082

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 障がい者福祉費)							
6 後期高齢者医療給付費	187,240	△2,864	184,376	△1,492		△93	△1,279
7 医療福祉費	123,400	0	123,400	△4,940		△2,938	7,878
計	1,198,827	17,262	1,216,089	7,131		△3,031	13,162

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	91,534	278	91,812	168		84	26
2 児童措置費	230,100	△15,000	215,100	△12,710			△2,290
3 保育所費	215,701	△11,087	204,614			60	△11,147

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		5 更生医療費	752
		6 育成医療費	330
		5 その他扶助費	14,020
		5 補装具支給費	1,730
		10 障がい者福祉サービス費	12,290
		<b>5 障がい児通所給付事業費</b>	<b>3,507</b>
		20 扶助費	3,507
		5 その他扶助費	
		65 障がい児通所給付費	
		<b>2 後期高齢者医療事務費</b>	<b>△875</b>
19 負担金補助及び交付金	△875	19 負担金補助及び交付金	△875
		5 負担金	
		10 茨城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金	
		<b>3 後期高齢者医療特別会計繰出金</b>	<b>△1,989</b>
28 繰出金	△1,989	28 繰出金	△1,989
		17 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）	
		1 後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）	

3 職員手当等	43	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>43</b>
		3 職員手当等	43
		10 勤勉手当	
		1 勤勉手当	
8 報償費	114	<b>5 子ども・子育て支援事務費</b>	<b>121</b>
		19 負担金補助及び交付金	121
		10 補助金	
		15 乳児等保育事業補助金	
19 負担金補助及び交付金	121	<b>9 ファミリーサポート事業費</b>	<b>114</b>
		8 報償費	114
		1 報償金	
		3 事業協力者謝礼	
20 扶助費	△15,000	<b>2 児童手当経費</b>	<b>△15,000</b>
		20 扶助費	△15,000
		3 児童福祉扶助費	
		6 児童手当	
1 報酬	△9,600	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>183</b>
		2 給料	61
		2 一般職給	
		1 一般職給	
2 給料	61	3 職員手当等	122
		9 期末手当	17
		3 期末手当（一般職）	
3 職員手当等	122	10 勤勉手当	105
		1 勤勉手当	

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(3 保育所費)							
計	576,534	△25,809	550,725	△12,542		144	△13,411

## (款) 3 民生費

## (項) 3 災害救助費

1 災害救助費	300	0	300	196			△196
計	300	0	300	196			△196

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	54,465	△602	53,863				△602
2 予防費	78,073	△3,769	74,304				△3,769

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	△1,530	<b>2 大谷保育所運営費</b> <b>△9,870</b>
		1 報酬 <b>△8,500</b>
		4 一般職非常勤職員報酬
		13 保育士
9 旅費	△200	4 共済費 <b>△1,200</b>
		6 社会保険料
		1 社会保険料 (一般職非常勤職員)
18 備品購入費	60	9 旅費 <b>△200</b>
		1 費用弁償
		1 費用弁償
		18 備品購入費 <b>30</b>
		4 図書購入費
		1 図書購入費
		<b>4 木原保育所運営費</b> <b>△1,400</b>
		1 報酬 <b>△1,100</b>
		4 一般職非常勤職員報酬
		11 看護師 <b>△200</b>
		13 保育士 <b>△900</b>
		4 共済費 <b>△330</b>
		6 社会保険料
		1 社会保険料 (一般職非常勤職員)
		18 備品購入費 <b>30</b>
		4 図書購入費
		1 図書購入費


3 職員手当等	112	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>112</b>
		3 職員手当等 <b>112</b>
		10 勤勉手当
		1 勤勉手当
4 共済費	△714	<b>2 保健衛生事務費</b> <b>△714</b>
		4 共済費 <b>△714</b>
		6 社会保険料
		1 社会保険料 (一般職非常勤職員)
13 委託料	△4,291	<b>2 予防接種事業費</b> <b>△2,050</b>
		13 委託料 <b>△2,050</b>
		5 業務委託料
		2 予防接種業務委託料
18 備品購入費	54	<b>3 母子保健事業費</b> <b>54</b>
		18 備品購入費 <b>54</b>
		2 機械器具費
		1 機械器具費
20 扶助費	△160	<b>4 健康診断事業費</b> <b>△1,845</b>



## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 予防費)							
3 保健センター管理費	3,627	463	4,090				463
計	136,165	△3,908	132,257				△3,908

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
23 償還金、利子及び割引料	628	13 委託料	△1,845
		5 業務委託料	
		1 健康診断等委託料	
		<b>8 任意予防接種事業費</b>	<b>△556</b>
		13 委託料	△396
		5 業務委託料	
		30 任意予防接種業務委託料	
		20 扶助費	△160
		5 その他扶助費	
		40 任意予防接種費	
		<b>9 子育て世代包括支援事業費</b>	<b>628</b>
		23 償還金、利子及び割引料	628
		5 国庫支出金等返還金	
		1 国庫支出金返還金	
		<b>2 保健センター管理費</b>	<b>463</b>
11 需用費	221	11 需用費	221
		5 光熱水費	126
		1 電気使用料	
18 備品購入費	242	6 修繕料	95
		2 施設等修繕料	
		18 備品購入費	242
		2 機械器具費	
		1 機械器具費	

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 環境衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 環境衛生総務費	91,703	△1,344	90,359	△50			△1,294
計	92,642	△1,344	91,298	△50			△1,294

3 職員手当等	24	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>24</b>
		3 職員手当等	24
		10 勤勉手当	
		1 勤勉手当	
11 需用費	△218	<b>2 環境衛生事務費</b>	<b>△218</b>
		11 需用費	△218
		2 燃料費	
12 役務費	△100	2 公用車等燃料代	
		<b>3 地球温暖化対策事業費</b>	<b>△50</b>
13 委託料	△1,000	19 負担金補助及び交付金	△50
		10 補助金	
		10 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金	
19 負担金補助及び交付金	△50	<b>6 雑草除去委託事業費</b>	<b>△1,100</b>
		12 役務費	△100
		1 通信運搬費	
		1 郵便料	
		13 委託料	△1,000
		5 業務委託料	
		1 雑草除去委託料	

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 塵芥処理費	286,683	276,693	563,376		134,700		141,993
計	316,070	276,693	592,763		134,700		141,993

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 1 農業費

2 農業総務費	52,736	△480	52,256				△480
3 農業振興費	71,518	2,000	73,518				2,000
4 畜産業費	21	385	406				385
5 農地費	137,781	△19,182	118,599		△15,900		△3,282
計	278,929	△17,277	261,652		△15,900		△1,377

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 2 林業費

1 林業振興費	171	1,000	1,171				1,000
---------	-----	-------	-------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△638	<b>5 不法投棄対策事業費</b> <b>△638</b> 1 報酬 △638 3 非常勤職員報酬 81 廃棄物対策管理官
19 負担金補助及び交付金	277,331	<b>6 江戸崎地方衛生土木組合負担金</b> <b>277,331</b> 19 負担金補助及び交付金 277,331 5 負担金 4 江戸崎地方衛生土木組合（ごみ処理施設建設事業分）

2 給料	20	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>59</b> 2 給料 20 2 一般職給 1 一般職給
3 職員手当等	39	3 職員手当等 39 10 勤勉手当 1 勤勉手当
18 備品購入費	△539	<b>2 農業事務費</b> <b>△539</b> 18 備品購入費 △539 3 公用車購入費 1 公用車購入費
19 負担金補助及び交付金	2,000	<b>7 地域産品直売所運営費</b> <b>2,000</b> 19 負担金補助及び交付金 2,000 10 補助金 50 地域産品直売所運営費補助金
19 負担金補助及び交付金	385	<b>2 畜産振興事業費</b> <b>385</b> 19 負担金補助及び交付金 385 10 補助金 10 アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業補助金
19 負担金補助及び交付金	△18,440	<b>3 県営土地改良事業負担金</b> <b>△18,440</b> 19 負担金補助及び交付金 △18,440 5 負担金 30 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金 △25,875 31 蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金（国補正予算分） 8,010 40 県営ストックマネジメント事業島津用水機場地区 △575
28 繰出金	△742	<b>4 農業集落排水事業特別会計繰出金</b> <b>△742</b> 28 繰出金 △742 7 農業集落排水事業特別会計繰出金 7 農業集落排水事業特別会計繰出金

25 積立金	1,000	<b>3 森林環境譲与税基金費</b> <b>1,000</b> 25 積立金 1,000 20 森林環境譲与税基金積立金
--------	-------	---

## (款) 5 農林水産業費

## (項) 2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(1 林業振興費)							
計	171	1,000	1,171				1,000

## (款) 7 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	64,634	81	64,715				81
計	64,634	81	64,715				81

## (款) 7 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

3 道路新設改良費	150,733	△500	150,233				△500
計	211,707	△500	211,207				△500

## (款) 7 土木費

## (項) 3 都市計画費

3 公共下水道費	99,389	△793	98,596				△793
計	123,751	△793	122,958				△793

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

4 災害対策費	16,793	247	17,040				247
計	299,868	247	300,115				247

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

2 事務局費	200,669	8	200,677				8
--------	---------	---	---------	--	--	--	---

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 森林環境譲与税基金積立金

3 職員手当等	81	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>81</b>
		3 職員手当等 81
		9 期末手当 20
		3 期末手当(一般職)
		10 勤勉手当 61
		1 勤勉手当

13 委託料	△2,500	<b>2 道路新設改良事業費</b> <b>△500</b>
		13 委託料 △2,500
		8 測量・設計・監理委託料
		1 村道整備測量調査委託料
15 工事請負費	6,500	15 工事請負費 6,500
		1 土木工事
		1 村道整備工事
22 補償補填及び賠償金	△4,500	22 補償補填及び賠償金 △4,500
		1 補償金
		2 工作物補償

28 繰出金	△793	<b>2 公共下水道事業特別会計繰出金</b> <b>△793</b>
		28 繰出金 △793
		8 公共下水道事業特別会計繰出金
		8 公共下水道事業特別会計繰出金

13 委託料	247	<b>2 災害応急対策費</b> <b>247</b>
		13 委託料 247
		5 業務委託料
		30 排水機場操作委託料

1 報酬	△165	<b>1 特別職給与関係経費</b> <b>34</b>
		3 職員手当等 34
		9 期末手当
		2 期末手当(特別職)
3 職員手当等	106	<b>2 職員給与関係経費</b> <b>72</b>
		3 職員手当等 72
		10 勤勉手当
4 共済費	94	1 勤勉手当

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
(2 事務局費)							
計	202,246	8	202,254				8

区分	金額	説明
9 旅費	△27	<b>4 TT配置事業費</b> <b>70</b>
		4 共済費 70
		6 社会保険料
		3 社会保険料(非常勤職員)
		<b>5 生活介助員配置事業費</b> <b>24</b>
		4 共済費 24
		6 社会保険料
		1 社会保険料(一般職非常勤職員)
		<b>15 美浦村立小学校あり方検討委員会費</b> <b>△192</b>
		1 報酬 △165
3 非常勤職員報酬		
42 美浦村立小学校あり方検討委員会委員		
9 旅費 △27		
1 費用弁償		
1 費用弁償		

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	120,705	△8,582	112,123	23	△15,300		6,695
2 教育振興費	28,982	150	29,132			150	
計	149,687	△8,432	141,255	23	△15,300	150	6,695

3 職員手当等	18	<b>1 職員給与関係経費</b> <b>18</b>
		3 職員手当等 18
		10 勤勉手当
		1 勤勉手当
15 工事請負費	△8,600	<b>8 大谷小学校環境改善事業費</b> <b>△8,600</b>
		15 工事請負費 △8,600
		2 建築工事
		11 大谷小学校エレベーター設置工事
18 備品購入費	150	<b>4 木原小学校教育振興事業費</b> <b>50</b>
		18 備品購入費 50
		4 図書購入費
		1 図書購入費
		<b>5 大谷小学校教育振興事業費</b> <b>50</b>
		18 備品購入費 50
		4 図書購入費
		1 図書購入費
		<b>6 安中小学校教育振興事業費</b> <b>50</b>
		18 備品購入費 50
		4 図書購入費
		1 図書購入費

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

2 教育振興費	19,137	△851	18,286	20		60	△931
---------	--------	------	--------	----	--	----	------

18 備品購入費	60	<b>2 中学校要保護準要保護生徒援助費</b> <b>△1,000</b>
		20 扶助費 △1,000
		3 児童福祉扶助費
		7 要保護、準要保護生徒就学援助費
19 負担金補助及び交付金	89	<b>4 美浦中学校教育振興事業費</b> <b>149</b>
		18 備品購入費 60
		4 図書購入費
		1 図書購入費

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(2 教育振興費)							
計	46,963	△851	46,112	20		60	△931

## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	90,568	△155	90,413			30	△185
計	90,568	△155	90,413			30	△185

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	94,362	61	94,423				61
2 公民館費	34,053	△471	33,582				△471
3 文化財保護費	19,776	△881	18,895			△881	
計	159,804	△1,291	158,513			△881	△410

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
20 扶助費	△1,000	19 負担金補助及び交付金 10 補助金 12 関東大会出場補助金	89

3 職員手当等	55	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>55</b>
		3 職員手当等	55
		10 勤勉手当	
		1 勤勉手当	
18 備品購入費	30	<b>3 幼稚園運営費</b>	<b>30</b>
		18 備品購入費	30
		4 図書購入費	
		1 図書購入費	
19 負担金補助及び交付金	△240	<b>6 私立幼稚園3歳児助成事業費</b>	<b>△240</b>
		19 負担金補助及び交付金	△240
		10 補助金	
		5 私立幼稚園3歳児補助金	

2 給料	21	<b>1 職員給与関係経費</b>	<b>61</b>
		2 給料	21
		2 一般職給	
		1 一般職給	
3 職員手当等	10	3 職員手当等	10
		2 住居手当	△100
		1 住居手当	
4 共済費	30	9 期末手当	18
		3 期末手当(一般職)	
		10 勤勉手当	92
		1 勤勉手当	
		4 共済費	30
		2 職員共済組合負担金	
		3 職員共済組合負担金(一般職)	
13 委託料	△471	<b>3 中央公民館管理費</b>	<b>△471</b>
		13 委託料	△471
		2 保守点検委託料	
		42 エレベーター保守管理委託料	
1 報酬	△119	<b>4 文化財活用事業費</b>	<b>△119</b>
		1 報酬	△119
		3 非常勤職員報酬	
		28 陸平貝塚保存活用検討委員会委員	
7 賃金	△762	<b>6 安中開発文化財調査事業費</b>	<b>△762</b>
		7 賃金	△762
		15 埋蔵文化財整理作業員	
		1 埋蔵文化財整理作業員	

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 光と風の丘公園管理費	43,680	△753	42,927				△753
4 学校給食費	407,628	7,600	415,228	578	△41,100	△1,000	49,122
計	467,494	6,847	474,341	578	△41,100	△1,000	48,369

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	△753	<b>2 光と風の丘公園管理費</b> <b>△753</b> 13 委託料 △753 5 業務委託料 1 雑草除去委託料 △229 11 野球場整備委託料 △524
11 需用費	△1,000	<b>11 学校給食運営事業費</b> <b>△1,000</b> 11 需用費 △1,000 7 賄材料費 3 賄材料費(大谷小学校)
15 工事請負費	8,600	<b>13 大谷小学校給食室改築事業費</b> <b>8,600</b> 15 工事請負費 8,600 2 建築工事 5 大谷小学校給食室改築工事

給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	寒冷地手 当(千円)	その他の 手当(千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		15,144	4,936 (3.4)			2,305	22,385	2,746	25,131	
	議員	12	39,464		11,999 (3.4)				51,463	18,188	69,651	
	その他の 特別職	950	58,742						58,742	3,090	61,832	
	計	964	98,206	15,144	16,935			2,305	132,590	24,024	156,614	
補正前	長等	2		15,144	4,863 (3.35)			2,305	22,312	2,746	25,058	
	議員	12	41,784		13,415 (3.35)				55,199	18,188	73,387	
	その他の 特別職	996	59,955						59,955	3,020	62,975	
	計	1,010	101,739	15,144	18,278			2,305	137,466	23,954	161,420	
比較	長等				73				73		73	
	議員		△ 2,320		△ 1,416				△ 3,736		△ 3,736	
	その他の 特別職	△ 46	△ 1,213						△ 1,213	70	△ 1,143	
	計	△ 46	△ 3,533		△ 1,343				△ 4,876	70	△ 4,806	

2. 一般職  
1 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	( <u>62</u> ) 142	92,295	531,330	382,555	1,006,180	174,399	1,180,579	
補正前	( <u>62</u> ) 142	102,987	531,498	351,748	986,233	176,789	1,163,022	
比較	( <u>        </u> )	△ 10,692	△ 168	30,807	19,947	△ 2,390	17,557	

( ) 内は、一般職非常勤職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	備考
	補正後	12,574	5,976	8,489		27,275	1,109	14,044	119,227	91,389	102,472	
	補正前	12,574	6,076	8,489		30,375	1,109	14,044	119,160	90,506	69,415	
	比較		△ 100			△ 3,100			67	883	33,057	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	△ 168	給与改定に伴う増減分	254	一般行政職 技能労務職	給与改定の状況 前年度 給料の改定率 0.20 % 本年度 給料の改定率(見込) 0.10 %
		昇給に伴う増減分		一般行政職 技能労務職	
		その他の増減分	△ 422	退職者・新採用者差額 特別昇給・昇格差額 再任用職員 会計間異動の異動による差額 その他	職員数の異動状況 現に在職する 職員数 計 補正後 142 人 142 人 補正前 142 人 142 人 増減 人 人 採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人 会計間の異動 人
職員手当	30,807	制度改正に伴う増減分	950	日直手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	67 883
		その他の増減分	29,857	扶養手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 日直手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当	△ 100 △ 3,100 33,057



3 給与及び手当の状況

ア. 職員一人当たりの給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和2年3月1日現在	平均給料月額	324,769	314,800
	平均給与月額	369,261	322,507
	平均年令	42歳 6月	55歳 10月
令和元年12月1日現在	平均給料月額	318,248	313,856
	平均給与月額	355,848	319,033
	平均年令	42歳 3月	55歳 7月

イ. 初 任 給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	154,900	152,700	150,600	147,900
大 学 卒	182,200	-	182,200	-

ウ. 等級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年3月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 8	( ) 88.9%
	6	( ) 17	( ) 14.4%	3	( ) 1	( ) 11.1%
	5	( ) 11	( ) 9.3%	2	( )	( )
	4	( ) 34	( ) 28.8%	1	( )	( )
	3	( ) 25	( ) 21.2%			
	2	( ) 21	( ) 17.8%			
	1	( ) 6	( ) 5.1%			
	計	( ) 118	( ) 100.0%	計	( ) 9	( ) 100.0%
令和元年12月1日現在	7	( ) 4	( ) 3.4%	4	( ) 8	( ) 88.9%
	6	( ) 12	( ) 10.2%	3	( ) 1	( ) 11.1%
	5	( ) 16	( ) 13.6%	2	( )	( )
	4	( ) 32	( ) 27.1%	1	( )	( )
	3	( ) 22	( ) 18.6%			
	2	( ) 24	( ) 20.3%			
	1	( ) 8	( ) 6.8%			
	計	( ) 118	( ) 100.0%	計	( ) 9	( ) 100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	困難な職務を分掌する主事、技師、保育士、看護師、保健師、栄養士、社会福祉士	主任、係長、主任保育士、主任看護師、主任保健師、主任栄養士、主任社会福祉士	困難な職務を分掌する係長、主査、主任主査	困難な職務を分掌する主任主査、課長補佐、室長補佐、局長補佐及び出先機関の長の補佐、職務を指揮、監督する出先機関の長、課長、室長及び局長	特に困難な職務を分掌する課長、局長及び室長、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長	部長及び次長

区分	一級	二級	三級	四級
技能労務職	用務手、労務作業員等(以下「用務手等」という。)調理師自動車運転手	用務手等調理師自動車運転手	相当の経験を有する用務手等相当の技能又は経験を有する調理師相当の技能又は経験を有する自動車運転手	困難な業務を行う用務手等高度の技能又は経験を有する調理師高度の技能又は経験を有する自動車運転手

エ. 昇 給

区分	合計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					
補正前	職員数 (A) (人)	134	118	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	2号給 (人)			
		4号給 (人)			
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
		号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.275}$ )	( $\frac{2.35}{4.5}$ )	有	
補正前	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
国の制度	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.275}$ )	( $\frac{2.35}{4.5}$ )	有	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ. 地域手当

支給対象地域	無	
支給率 (%)	0	
支給対象職員数 (人)	0	
国の指定基準に基づく支給率 (%)		

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種			
		税 務 職	保 健 職	保育士職	運転手職
給料総額に対する比率 (%)	0	0	0	0	0
支給対象職員の比率 (%)	0	0	0	0	0
代表的な特殊勤務手当の名称					

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第16号

令和元年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美浦村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,946,999千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		413,568	88	413,656
	1 国民健康保険税	413,568	88	413,656
2 使用料及び手数料		200	70	270
	1 手数料	200	70	270
3 国庫支出金		1	153	154
	1 国庫補助金	1	153	154
6 繰入金		151,700	△741	150,959
	1 他会計繰入金	151,699	△741	150,958
8 諸収入		10,087	8,060	18,147
	1 延滞金、加算金及び過料	6,004	△1,800	4,204
	5 雑入	2,581	9,860	12,441
歳入合計		1,939,369	7,630	1,946,999

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		42,718	80	42,798
	1 総務管理費	39,408	10	39,418
	2 徴税費	3,174	70	3,244
2 保険給付費		1,326,385	△840	1,325,545
	4 出産育児諸費	7,564	△840	6,724
6 基金積立金		40,569	8,390	48,959
	1 基金積立金	40,569	8,390	48,959
歳 出 合 計		1,939,369	7,630	1,946,999

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	413,568	88	413,656
2 使用料及び手数料	200	70	270
3 国庫支出金	1	153	154
6 繰入金	151,700	△741	150,959
8 諸収入	10,087	8,060	18,147
歳入合計	1,939,369	7,630	1,946,999

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	42,718	80	42,798	153		80	△153
2 保険給付費	1,326,385	△840	1,325,545			△560	△280
6 基金積立金	40,569	8,390	48,959				8,390
歳 出 合 計	1,939,369	7,630	1,946,999	153		△480	7,957



2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	412,892	507	413,399
2 退職被保険者等国民健康保険税	676	△419	257
計	413,568	88	413,656

節		説明	
区分	金額		
6 介護納付金分滞納繰越分	507	5 滞納繰越分	507
1 医療給付費分現年課税分	△60	5 普通徴収分 20 特別徴収分	△59 △1
2 後期高齢者支援金分現年課税分	△233	5 普通徴収分 20 特別徴収分	△232 △1
3 介護納付金分現年課税分	△3	5 普通徴収分 20 特別徴収分	△2 △1
4 医療給付費分滞納繰越分	△61	5 滞納繰越分	△61
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△39	5 滞納繰越分	△39
6 介護納付金分滞納繰越分	△23	5 滞納繰越分	△23

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

1 督促手数料	200	70	270
計	200	70	270

1 督促手数料	70	5 督促手数料	70
---------	----	---------	----

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

6 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	19	19
7 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	134	134
計	1	153	154

1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	19	1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	19
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	134	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	134

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	151,699	△741	150,958
-----------	---------	------	---------

1 保険基盤安定繰入金	△524	5 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 10 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△181 △343
2 職員給与費等繰入金	△24	5 職員給与費等繰入金	△24

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	151,699	△741	150,958

## (款) 8 諸収入

## (項) 1 延滞金、加算金及び過料

1 一般被保険者延滞金	6,000	△1,800	4,200
計	6,004	△1,800	4,204

## (款) 8 諸収入

## (項) 5 雑入

5 雑入	74	9,860	9,934
計	2,581	9,860	12,441

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 出産育児一時金繰入金	△560	5 出産育児一時金繰入金	△560
4 財政安定化支援事業繰入金	367	5 財政安定化支援事業繰入金	367

1 一般被保険者延滞金	△1,800	5 一般被保険者延滞金	△1,800
-------------	--------	-------------	--------

1 雑入	9,860	35 国民健康保険事業費納付金退職被保険者等分返還金	9,860
------	-------	----------------------------	-------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	38,541	10	38,551	153		10	△153
計	39,408	10	39,418	153		10	△153

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

2 徴收费	580	70	650				70
計	3,174	70	3,244				70

(款) 2 保険給付費

(項) 4 出産育児諸費

1 出産育児一時金	7,560	△840	6,720			△560	△280
計	7,564	△840	6,724			△560	△280

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 支払準備基金積立金	40,569	8,390	48,959				8,390
計	40,569	8,390	48,959				8,390

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	10	<b>2 国民健康保険事務費</b> <b>10</b> 1 報酬 10 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員

12 役務費	70	<b>2 徴収事務費</b> <b>70</b> 12 役務費 70 1 通信運搬費 33 1 郵便料 4 手数料 37 32 公金取扱手数料
--------	----	--

19 負担金補助及び交付金	△840	<b>2 出産育児一時金</b> <b>△840</b> 19 負担金補助及び交付金 △840 5 負担金 5 出産育児一時金
---------------	------	--

25 積立金	8,390	<b>2 支払準備基金</b> <b>8,390</b> 25 積立金 8,390 10 支払準備基金積立金 1 支払準備基金積立金
--------	-------	---

議案第17号

令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度美浦村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,889千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,626千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		72,318	△3,147	69,171
	1 使用料	72,317	△3,147	69,170
6 繰入金		83,136	△742	82,394
	1 他会計繰入金	75,979	△742	75,237
歳入合計		181,515	△3,889	177,626

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		113,433	△3,889	109,544
	1 総務管理費	32,341	△742	31,599
	2 施設管理費	81,092	△3,147	77,945
歳 出 合 計		181,515	△3,889	177,626

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料	72,318	△3,147	69,171
6 繰入金	83,136	△742	82,394
歳入合計	181,515	△3,889	177,626

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	113,433	△3,889	109,544			△3,889	
歳 出 合 計	181,515	△3,889	177,626			△3,889	



2 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業使用料	72,317	△3,147	69,170
計	72,317	△3,147	69,170

節		説明	
区分	金額		
1 舟子地区農業集落排水事業使用料	△1,654	5 舟子地区農業集落排水処理施設使用料	△1,654
2 信太地区農業集落排水事業使用料	△97	5 信太地区農業集落排水処理施設使用料	△97
3 安中大須賀津地区農業集落排水事業使用料	△1,396	5 安中大須賀津地区農業集落排水処理施設使用料	△1,396

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	75,979	△742	75,237
計	75,979	△742	75,237

1 一般会計繰入金	△742	5 一般会計繰入金	△742
-----------	------	-----------	------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	32,341	△742	31,599			△742	
計	32,341	△742	31,599			△742	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△730	<b>2 農業集落排水事業事務費</b> <b>△742</b> 1 報酬 △730 4 一般職非常勤職員報酬 1 一般事務職員
9 旅費	△12	9 旅費 △12 1 費用弁償 1 費用弁償

(款) 1 総務費

(項) 2 施設管理費

1 舟子地区施設管理費	20,312	△616	19,696			△616	
2 信太地区施設管理費	18,892	△568	18,324			△568	
3 安中・大須賀津地区施設管理費	41,888	△1,963	39,925			△1,963	
計	81,092	△3,147	77,945			△3,147	

11 需用費	△616	<b>2 舟子地区農業集落排水事業</b> <b>△616</b> 11 需用費 △616 5 光熱水費 1 電気使用料
11 需用費	△568	<b>2 信太地区農業集落排水事業</b> <b>△568</b> 11 需用費 △568 5 光熱水費 1 電気使用料
11 需用費	△1,963	<b>2 安中・大須賀津地区農業集落排水事業</b> <b>△1,963</b> 11 需用費 △1,963 5 光熱水費 1 電気使用料

議案第18号

令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度美浦村の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,038千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		25,526	△1,535	23,991
	1 負担金	25,526	△1,535	23,991
2 使用料及び手数料		251,749	△23,539	228,210
	1 使用料	251,749	△23,539	228,210
3 国庫支出金		86,734	△15,930	70,804
	1 国庫補助金	86,734	△15,930	70,804
6 繰入金		197,310	32,966	230,276
	1 他会計繰入金	99,389	△793	98,596
	2 基金繰入金	97,921	33,759	131,680
歳入合計		822,337	△8,038	814,299

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道費		563,440	△6,056	557,384
	1 下水道管理費	197,565	△6,056	191,509
	2 下水道事業費	365,875	0	365,875
3 公債費		248,476	△1,982	246,494
	1 公債費	248,476	△1,982	246,494
歳 出 合 計		822,337	△8,038	814,299

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	2 下水道事業費	公共下水道整備事業	29,027

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	25,526	△1,535	23,991
2 使用料及び手数料	251,749	△23,539	228,210
3 国庫支出金	86,734	△15,930	70,804
6 繰入金	197,310	32,966	230,276
歳入合計	822,337	△8,038	814,299

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下水道費	563,440	△6,056	557,384	△15,930		9,874	
3 公債費	248,476	△1,982	246,494			△1,982	
歳 出 合 計	822,337	△8,038	814,299	△15,930		7,892	



2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道事業受益者負担金	25,526	△1,535	23,991
計	25,526	△1,535	23,991

節		説明	
区分	金額		
1 公共下水道事業受益者負担金	△1,535	5 公共下水道事業受益者負担金	△1,535

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

1 公共下水道使用料	251,749	△23,539	228,210
計	251,749	△23,539	228,210

1 公共下水道使用料	△23,539	5 公共下水道処理施設使用料	△23,539
------------	---------	----------------	---------

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 下水道事業費国庫補助金	86,734	△15,930	70,804
計	86,734	△15,930	70,804

1 公共下水道事業費補助金	△15,930	10 社会資本整備総合交付金	△15,930
---------------	---------	----------------	---------

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	99,389	△793	98,596
計	99,389	△793	98,596

1 一般会計繰入金	△793	5 一般会計繰入金	△793
-----------	------	-----------	------

(款) 6 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 公共下水道事業基金繰入金	97,921	33,759	131,680
計	97,921	33,759	131,680

1 公共下水道事業基金繰入金	33,759	5 公共下水道事業基金繰入金	33,759
----------------	--------	----------------	--------

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 施設管理費	114,947	△6,056	108,891			△6,056	
計	197,565	△6,056	191,509			△6,056	

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道事業費

1 公共下水道事業費	365,875	0	365,875	△15,930		15,930	
計	365,875	0	365,875	△15,930		15,930	

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

2 利子	69,654	△1,982	67,672			△1,982	
計	248,476	△1,982	246,494			△1,982	

節		説明	
区分	金額		
		<b>2 公共下水道施設管理費</b>	<b>△6,056</b>
11 需用費	△3,247	11 需用費	△3,247
		5 光熱水費	
		1 電気使用料	
13 委託料	△2,809	13 委託料	△2,809
		1 維持管理委託料	△409
		4 下水処理施設維持管理委託料	
		5 業務委託料	△2,400
		5 汚泥処理委託料	


23 償還金、利子及び割引料	△1,982	<b>2 公共下水道事業債利子償還費</b>	<b>△1,982</b>
		23 償還金、利子及び割引料	△1,982
		2 長期借入債利子償還金	
		1 長期借入債利子償還金	

議案第19号

令和元年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美浦村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,258,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【保険事業勘定】</b>				
1 保険料		261,142	△2,541	258,601
	1 介護保険料	261,142	△2,541	258,601
3 国庫支出金		237,661	1,820	239,481
	2 国庫補助金	42,825	1,820	44,645
4 支払基金交付金		303,006	△216	302,790
	1 支払基金交付金	303,006	△216	302,790
5 県支出金		168,340	△244	168,096
	3 県補助金	6,580	△244	6,336
7 繰入金		221,637	43,681	265,318
	1 一般会計繰入金	199,887	3,081	202,968
	2 基金繰入金	21,000	41,000	62,000
	3 介護サービス事業勘定繰入金	750	△400	350
保険事業勘定歳入合計		1,213,000	42,500	1,255,500

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
<b>【介護サービス事業勘定】</b>				
1 サービス収入		3,498	△1,000	2,498
	1 予防給付費収入	3,498	△1,000	2,498
介護サービス事業勘定歳入合計		3,500	△1,000	2,500
歳入合計		1,216,500	41,500	1,258,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
<b>【保険事業勘定】</b>				
1 総務費		34,881	△191	34,690
	3 介護認定審査会費	1,696	△236	1,460
	5 事業計画推進委員会費	1,742	45	1,787
2 保険給付費		1,097,209	47,000	1,144,209
	1 介護サービス等諸費	988,804	54,000	1,042,804
	2 介護予防サービス等諸費	20,203	△6,000	14,203
	4 高額介護サービス等費	24,100	△1,000	23,100
5 地域支援事業費		30,171	△1,550	28,621
	2 一般介護予防事業費	1,401	△800	601
	3 包括的支援事業・任意事業費	5,118	△750	4,368
6 地域包括支援センター費		27,792	△2,759	25,033
	1 総務管理費	27,792	△2,759	25,033
保険事業勘定歳出合計		1,213,000	42,500	1,255,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
<b>【介護サービス事業勘定】</b>				
1 諸支出金		750	△400	350
	1 地域支援事業繰出金	750	△400	350
2 サービス事業費		2,750	△600	2,150
	1 居宅サービス事業費	2,750	△600	2,150
介護サービス事業勘定歳出合計		3,500	△1,000	2,500
歳 出 合 計		1,216,500	41,500	1,258,000

令和元年度

介護保険特別会計（保険事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	084426	保険者名	美浦村
------	--------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	261,142	△2,541	258,601
3 国庫支出金	237,661	1,820	239,481
4 支払基金交付金	303,006	△216	302,790
5 県支出金	168,340	△244	168,096
7 繰入金	221,637	43,681	265,318
歳入合計	1,213,000	42,500	1,255,500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	34,881	△191	34,690			△191	
2 保険給付費	1,097,209	47,000	1,144,209			5,875	41,125
5 地域支援事業費	30,171	△1,550	28,621	△732		△460	△358
6 地域包括支援センター費	27,792	△2,759	25,033			△2,759	
歳 出 合 計	1,213,000	42,500	1,255,500	△732		2,465	40,767



2 歳入  
(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	261,142	△2,541	258,601
計	261,142	△2,541	258,601

節		説明	
区分	金額		
2 現年度分普通徴収保険料	△3,000	1 現年度分普通徴収保険料	△3,000
3 滞納繰越分普通徴収保険料	459	1 滞納繰越分普通徴収保険料	459

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,260	△200	6,060
3 地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	6,918	△288	6,630
4 保険者機能強化推進交付金	1	2,308	2,309
計	42,825	1,820	44,645

1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△200	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△200
1 現年度分地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	△288	1 現年度分地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	△288
1 保険者機能強化推進交付金	2,308	1 保険者機能強化推進交付金	2,308

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

2 地域支援事業交付金	6,761	△216	6,545
計	303,006	△216	302,790

1 現年度分	△216	1 現年度分	△216
--------	------	--------	------

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,128	△100	3,028
2 地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	3,451	△144	3,307
計	6,580	△244	6,336

1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△100	1 現年度分地域包括支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△100
1 現年度分地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	△144	1 現年度分地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）	△144

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	137,149	5,875	143,024
------------	---------	-------	---------

1 現年度分	5,875	1 現年度分	5,875
--------	-------	--------	-------

## (款) 7 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 その他一般会計繰入金	48,980	△2,550	46,430
4 地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	3,128	△100	3,028
5 地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）	3,451	△144	3,307
計	199,887	3,081	202,968

## (款) 7 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	21,000	41,000	62,000
計	21,000	41,000	62,000

## (款) 7 繰入金

## (項) 3 介護サービス事業勘定繰入金

1 介護サービス事業勘定繰入金	750	△400	350
計	750	△400	350

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 職員給与費等繰入金	△2,550	1 職員給与費等繰入金	△2,550
1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△100	1 現年度分地域包括支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△100
1 現年度分地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）	△144	1 現年度分地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）	△144

1 介護給付費準備基金繰入金	41,000	1 介護給付費準備基金繰入金	41,000
----------------	--------	----------------	--------

1 介護サービス事業勘定繰入金	△400	5 指定介護予防支援事業所収入繰入金	△400
-----------------	------	--------------------	------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護認定審査会費	1,696	△236	1,460			△236	
計	1,696	△236	1,460			△236	

区分	金額	説明
		<b>2 介護認定審査会費</b> <b>△236</b>
1 報酬	△236	1 報酬 △236 3 非常勤職員報酬 16 介護認定審査会委員

(款) 1 総務費

(項) 5 事業計画推進委員会費

1 事業計画推進委員会費	1,742	45	1,787			45	
計	1,742	45	1,787			45	

		<b>2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会費</b> <b>45</b>
1 報酬	36	1 報酬 36 3 非常勤職員報酬 81 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員
9 旅費	6	9 旅費 6 1 費用弁償
11 需用費	3	1 費用弁償 11 需用費 3 3 食糧費 1 食糧費

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1 居宅介護サービス給付費	300,000	36,000	336,000			4,500	31,500
3 地域密着型介護サービス給付費	216,000	6,000	222,000			750	5,250
5 施設介護サービス給付費	432,000	10,000	442,000			1,250	8,750
8 居宅介護住宅改修費	3,600	△1,000	2,600			△125	△875
9 居宅介護サービス計画給付費	36,000	3,000	39,000			375	2,625
計	988,804	54,000	1,042,804			6,750	47,250

19 負担金補助及び交付金	36,000	<b>2 居宅介護サービス給付費</b> <b>36,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 36,000 5 負担金 5 居宅介護サービス給付費
19 負担金補助及び交付金	6,000	<b>2 地域密着型介護サービス給付費</b> <b>6,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 6,000 5 負担金 5 地域密着型介護サービス給付費
19 負担金補助及び交付金	10,000	<b>2 施設介護サービス給付費</b> <b>10,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 10,000 5 負担金 5 施設介護サービス給付費
19 負担金補助及び交付金	△1,000	<b>2 居宅介護住宅改修費</b> <b>△1,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 △1,000 5 負担金 5 居宅介護住宅改修費
19 負担金補助及び交付金	3,000	<b>2 居宅介護サービス計画給付費</b> <b>3,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 3,000 5 負担金 5 居宅介護サービス計画給付費

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防サービス給付費	12,000	△3,000	9,000			△375	△2,625
---------------	--------	--------	-------	--	--	------	--------

19 負担金補助及び交付金	△3,000	<b>2 介護予防サービス給付費</b> <b>△3,000</b>
		19 負担金補助及び交付金 △3,000 5 負担金 5 介護予防サービス給付費

## (款) 2 保険給付費

## (項) 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 地域密着型介護予防サービス給付費	2,400	△2,000	400			△250	△1,750
6 介護予防住宅改修費	2,400	△1,000	1,400			△125	△875
計	20,203	△6,000	14,203			△750	△5,250

## (款) 2 保険給付費

## (項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護サービス費	24,000	△1,000	23,000			△125	△875
計	24,100	△1,000	23,100			△125	△875

## (款) 5 地域支援事業費

## (項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	1,401	△800	601	△300		△316	△184
計	1,401	△800	601	△300		△316	△184

## (款) 5 地域支援事業費

## (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

4 任意事業費	1,048	△100	948	△57		△19	△24
7 認知症総合支援事業費	856	△650	206	△375		△125	△150
計	5,118	△750	4,368	△432		△144	△174

## (款) 6 地域包括支援センター費

## (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	27,792	△2,759	25,033			△2,759	
計	27,792	△2,759	25,033			△2,759	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	△2,000	<b>2 地域密着型介護予防サービス給付費</b> <b>△2,000</b> 19 負担金補助及び交付金 △2,000 5 負担金 5 地域密着型介護予防サービス給付費
19 負担金補助及び交付金	△1,000	<b>2 介護予防住宅改修費</b> <b>△1,000</b> 19 負担金補助及び交付金 △1,000 5 負担金 5 介護予防住宅改修費

19 負担金補助及び交付金	△1,000	<b>2 高額介護サービス費</b> <b>△1,000</b> 19 負担金補助及び交付金 △1,000 5 負担金 5 高額介護サービス費
---------------	--------	--

13 委託料	△800	<b>2 介護予防普及啓発事業費</b> <b>△800</b> 13 委託料 △800 5 業務委託料 5 筋力アップ教室委託料
--------	------	--

20 扶助費	△100	<b>2 任意事業費</b> <b>△100</b> 20 扶助費 △100 5 その他扶助費 1 家族介護慰労金
13 委託料	△650	<b>2 認知症総合支援事業費</b> <b>△650</b> 13 委託料 △650 5 業務委託料 5 認知症初期集中支援チーム委託料

1 報酬	△2,403	<b>2 地域包括支援センター事務費</b> <b>△2,759</b> 1 報酬 △2,403 4 一般職非常勤職員報酬 11 看護師
4 共済費	△282	4 共済費 △282 6 社会保険料 1 社会保険料(一般職非常勤職員)
9 旅費	△74	9 旅費 △74 1 費用弁償 1 費用弁償

令和元年度

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出補正予算事項別明細書

記号番号	084426	保険者名	美浦村
------	--------	------	-----

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 サービス収入	3,498	△1,000	2,498
歳入合計	3,500	△1,000	2,500

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 諸支出金	750	△400	350			△400	
2 サービス事業費	2,750	△600	2,150			△600	
歳 出 合 計	3,500	△1,000	2,500			△1,000	

2 歳 入  
 (款) 1 サービス収入

(項) 1 予防給付費収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 居宅介護予防給付サービス計画 費収入	3,497	△1,000	2,497
計	3,498	△1,000	2,498

節		説明	
区分	金額		
1 居宅介護予防給付 サービス計画費収 入	△1,000	5 居宅介護予防給付サービス計画費収入	△1,000



3 歳 出

(款) 1 諸支出金

(項) 1 地域支援事業繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 地域支援事業繰出金	750	△400	350			△400	
計	750	△400	350			△400	

節		説明
区分	金額	
28 繰出金	△400	<b>2 地域支援事業繰出金</b> <b>△400</b> 28 繰出金 △400 15 保険勘定繰出金 1 保険勘定繰出金

(款) 2 サービス事業費

(項) 1 居宅サービス事業費

1 介護予防支援事業費	2,750	△600	2,150			△600	
計	2,750	△600	2,150			△600	

13 委託料	△600	<b>2 新予防給付ケアマネジメント事業費</b> <b>△600</b> 13 委託料 △600 5 業務委託料 1 新予防給付ケアマネジメント委託料
--------	------	---

議案第20号

令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,989千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,377千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		115,730	0	115,730
	1 後期高齢者医療保険料	115,730	0	115,730
3 繰入金		34,401	△1,989	32,412
	1 一般会計繰入金	34,401	△1,989	32,412
歳入合計		151,366	△1,989	149,377

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		147,762	△1,989	145,773
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	147,762	△1,989	145,773
歳 出 合 計		151,366	△1,989	149,377

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	115,730	0	115,730
3 繰入金	34,401	△1,989	32,412
歳入合計	151,366	△1,989	149,377

## 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	147,762	△1,989	145,773			△1,989	
歳出合計	151,366	△1,989	149,377			△1,989	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	83,490	△4,843	78,647
2 普通徴収保険料	32,240	4,843	37,083
計	115,730	0	115,730

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分特別徴収保険料	△4,843	5 現年度分特別徴収保険料	△4,843
1 現年度分普通徴収保険料	4,366	5 現年度分普通徴収保険料	4,366
2 滞納繰越分普通徴収保険料	477	5 滞納繰越分普通徴収保険料	477

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	32,002	△1,989	30,013
計	34,401	△1,989	32,412

1 保険基盤安定繰入金	△1,989	5 保険基盤安定繰入金	△1,989
-------------	--------	-------------	--------

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療広域連合納付金	147,762	△1,989	145,773			△1,989	
計	147,762	△1,989	145,773			△1,989	

節		説明
区分	金額	
		<b>2 後期高齢者医療広域連合納付金</b> <b>△1,989</b>
19 負担金補助及び交付金	△1,989	19 負担金補助及び交付金 <b>△1,989</b>
		5 負担金
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金



議案第21号

令和元年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度美浦村の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度美浦村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（補正予定額）
収 入			
第1款 水道事業収益	574,696千円	0千円	574,696千円
支 出			
第1款 水道事業費用	570,128千円	△3,031千円	567,097千円
第1項 営業費用	533,597千円	△3,031千円	530,566千円

令和2年3月10日提出

美浦村長 中 島 栄

## 令和元年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

### 収 益 の 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			570,128	△ 3,031	567,097	
	1. 営業費用		533,597	△ 3,031	530,566	
		1. 総係費		44,218	△ 3,031	41,187

# 令和元年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	8,937	3,028	11,965
減価償却費	122,372	0	122,372
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	250	0	250
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1	0	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 18	0	△ 18
長期前受金戻入額	△ 24,330	0	△ 24,330
受取利息及び受取配当金	△ 12	0	△ 12
支払利息	19,828	0	19,828
未収金の増減額 (△は増加)	826	0	826
未払金の増減額 (△は減少)	8,092	3	8,095
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1	0	1
小計	135,947	3,031	138,978
利息及び配当金の受取額	12	0	12
利息の支払額	△ 19,828	0	△ 19,828
業務活動によるキャッシュ・フロー	116,131	3,031	119,162
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 10,948	0	△ 10,948
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,921	0	1,921
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,027	0	△ 9,027
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 70,306	0	△ 70,306
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,306	0	△ 70,306
資金増加額 (又は減少額)	36,798	3,031	39,829
資金期首残高	912,044	0	912,044
資金期末残高	948,842	3,031	951,873

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 総 括

(単位:千円)

		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬	給料	賃 金	手当			計
補 正 後	損益勘定支弁職員		4		12,376		8,767	21,143	4,520	25,663
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		12,376		8,767	21,143	4,520	25,663
補 正 前	損益勘定支弁職員		4		14,646		9,258	23,904	4,790	28,694
	資本勘定支弁職員									
	合 計		4		14,646		9,258	23,904	4,790	28,694
比 較	損益勘定支弁職員				△ 2,270		△ 491	△ 2,761	△ 270	△ 3,031
	資本勘定支弁職員									
	合 計				△ 2,270		△ 491	△ 2,761	△ 270	△ 3,031

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時間外勤 務手当	管理職 手 当	期末手当	勤勉手当	退職手当
	補正後	480	324	144		500		2,992	2,152	2,175
	補正前	480	324	175		500		3,172	2,302	2,305
	比 較			△ 31				△ 180	△ 150	△ 130

### 2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△ 2,270	給与改定に伴う増減分	一般行政職	給与改定の状況 前年度 給与改定率 0.20 % 本年度 給与改定率(見込) 0.10 %
		昇給に伴う増減分	一般行政職	
		その他の増減分	△ 2,270	採用、退職に係る増減 採用 人 退職 人  会計間の異動 人  その他 △ 2,270  採用、退職の状況 採用 退職 計 人 人 人  会計間の異動 人
職員手当	△ 491	制度改正に伴う増減	56	扶養手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 56 退職手当
		その他の増減分	△ 547	扶養手当 通勤手当 △ 31 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 △ 180 勤勉手当 △ 206 退職手当 △ 130

3. 給与及び手当の状況

(1) 職員一人当たりの給与

(単位:円)

区 分		事 務 職	技 術 職
令和2年3月1日現在	平均給料月額	351,100	348,400
	平均給与月額	371,149	405,954
	平均年令	41歳 5月	46歳 9月
令和元年9月1日現在	平均給料月額	344,800	339,700
	平均給与月額	344,800	380,382
	平均年令	46歳 5月	46歳 3月

(2) 初 任 給

(単位:円)

区 分	一般行政職(円)	一般会計の制度	
		一般行政職(円)	
高 校 卒	154,900	154,900	
大 学 卒	182,200	182,200	

(3) 級別職員数

区 分	一般行政職			一般会計の制度		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年3月1日現在	7	( )	( )	7	( )	( )
	6	( )	( )	6	( )	( )
	5	( )	( )	5	( )	( )
		1	33.3			
	4	( )	( )	4	( )	( )
		2	66.7			
	3	( )	( )	3	( )	( )
	2	( )	( )	2	( )	( )
令和元年9月1日現在	1	( )	( )	1	( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )
		3	100.0			
	7	( )	( )	7	( )	( )
	6	( )	( )	6	( )	( )
	5	( )	( )	5	( )	( )
		1	25.0			
	4	( )	( )	4	( )	( )
	2	50.0				
3	( )	( )	3	( )	( )	
	1	25.0				
2	( )	( )	2	( )	( )	
1	( )	( )	1	( )	( )	
計	( )	( )	計	( )	( )	
	4	100.0				

## (級別の標準的な職務内容)

区 分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一般行政職	主事補、技師補、主事、技師の職務	困難な職務を分掌する主事、技師の職務	主任、係長の職務	困難な職務を分掌する係長の職務、主査、主任主査の職務	困難な職務を分掌する主任主査の職務、課長補佐及び出先機関の長を補佐する職務、課長の職務	特に困難な職務を分掌する課長の職務、特に困難な職務を指揮、監督する出先機関の長の職務	部長の職務

## (4) 昇 給

区 分		合 計	代表的な職種			
補 正 後	職員数(A)(人)	3				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						
補 正 前	職員数(A)(人)	4				
	昇給に係る職員数(B)(人)					
	号給数別内訳	2号給(人)				
		4号給(人)				
		6号給(人)				
		8号給(人)				
	号給(人)					
比 率(B)/(A) (%)						
特別昇給に係る職員数(人)						

## (5) 特殊勤務手当

	全職種			
給料総額に対する比率(%)	0			
支給対象職員の比率(%)	0			
代表的な特殊勤務手当の名称				

## (6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.275}$ )	( $\frac{2.35}{4.5}$ )	有	
補正前	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{2.35}{4.45}$ )	有	
一般会計の制度	( $\frac{1.175}{2.225}$ )	( $\frac{1.175}{2.275}$ )	( $\frac{2.35}{4.5}$ )	有	

## (7) 定年退職及び勸奨退職による退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置 等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特 例措置(2~20%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	同上	

## (8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との差異	差異の内容
扶養手当	一般会計の制度に同じ	
地域手当	〃	
住居手当	〃	
通勤手当	〃	

## 令和元年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収益の支出

支 出

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用			570,128	△ 3,031	567,097
	1. 営業費用		533,597	△ 3,031	530,566
		1. 総係費		44,218	△ 3,031



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
給料	△ 2,270	・給料 △ 2,270
手当	△ 491	・期末手当 △ 180 ・勤勉手当 △ 150 ・退職手当 △ 130 ・通勤手当 △ 31
法定福利費	△ 270	・職員共済組合負担金 △ 270